

全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額 （平成23年4月分～）

（大分県）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	健康保険料				
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		
			3月まで	4月から	3月まで	4月から	
等級	月額			9.38%	9.57%	10.88%	11.08%
1	58,000	円以上 ～	円未満 63,000	5,440円	5,550円	6,310円	6,426円
2	68,000	63,000	～ 73,000	6,378円	6,507円	7,398円	7,534円
3	78,000	73,000	～ 83,000	7,316円	7,464円	8,486円	8,642円
4	88,000	83,000	～ 93,000	8,254円	8,421円	9,574円	9,750円
5	98,000	93,000	～ 101,000	9,192円	9,378円	10,662円	10,858円
6	104,000	101,000	～ 107,000	9,755円	9,952円	11,315円	11,523円
7	110,000	107,000	～ 114,000	10,318円	10,527円	11,968円	12,188円
8	118,000	114,000	～ 122,000	11,068円	11,292円	12,838円	13,074円
9	126,000	122,000	～ 130,000	11,818円	12,058円	13,708円	13,960円
10	134,000	130,000	～ 138,000	12,569円	12,823円	14,579円	14,847円
11	142,000	138,000	～ 146,000	13,319円	13,589円	15,449円	15,733円
12	150,000	146,000	～ 155,000	14,070円	14,355円	16,320円	16,620円
13	160,000	155,000	～ 165,000	15,008円	15,312円	17,408円	17,728円
14	170,000	165,000	～ 175,000	15,946円	16,269円	18,496円	18,836円
15	180,000	175,000	～ 185,000	16,884円	17,226円	19,584円	19,944円
16	190,000	185,000	～ 195,000	17,822円	18,183円	20,672円	21,052円
17	200,000	195,000	～ 210,000	18,760円	19,140円	21,760円	22,160円
18	220,000	210,000	～ 230,000	20,636円	21,054円	23,936円	24,376円
19	240,000	230,000	～ 250,000	22,512円	22,968円	26,112円	26,592円
20	260,000	250,000	～ 270,000	24,388円	24,882円	28,288円	28,808円
21	280,000	270,000	～	26,264円	26,796円	30,464円	31,024円

平成23年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.57%)に介護保険料率(1.51%)が加わります。

健康保険料率のうち、5.95%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、3.62%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

保険料の納付方法について

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引になります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分

～ 保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～